

答 申 書
(答申第145号)
平成24年5月31日

電子計算組織を結合する方法による個人情報の提供の制限に関する意見について (答申)

北海道個人情報保護条例第10条第2項の規定により、平成24年4月23日付け計画第70号で諮問のありましたこのことについて、審議の結果、諮問の内容は適当なものであると認めます。

なお、システムの運用に当たっては、個人の権利利益が侵害されることのないよう、システムの十分なセキュリティ対策や個人情報の適切な取扱いについて必要な措置を講ずるなど、個人情報の保護に万全を期してください。

記

| システムの名称 | 事務担当課(室)等 | 提供する個人情報の類型 | 提供先 | システムの概要と電子計算組織結合の必要性 |
|----------------------------|---------------|---------------|--|--|
| 水土里情報システム(農業用共用データベースシステム) | 農政部農村振興局農村計画課 | 農用地に係る所有者、耕作者 | 国、市町村、農業委員会、農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業振興公社 | 道の「農地・施設保全整備情報」の整備、活用のため収集した農地や農業用施設の基盤整備履歴等の情報を、全国土地改良事業団体連合会が、国の水土里情報利活用促進事業により構築した「水土里情報システム」に提供し、利用機関との情報共有を図ることによって、北海道の農業生産基盤の適切な保全整備に資するよう、情報面からの支援を行う。 |